

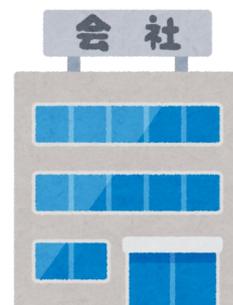
『月次支援金の補足QA 詳細資料に加え61項目掲載』

中小企業庁は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る「月次支援金」の詳細について、6月11日時点版として説明資料を発表しているが、更に補足QAを、6月16日時点での資料として追加掲載している。項目は「分類」「質問」「回答」の形で61項目掲載され、分類の内訳は「申請:3件」「対象(飲食一般):2件」「対象(人流一般):12件」「対象(協力金):8件」「事業収入:7件」「申請書類:6件」「事前確認:5件」「登録確認機関向け:14件」「その他:4件」となっている。例えば内容は、○申請:一時支援金または月次支援金にて不給付となったが、月次支援金の申請はできますか○対象(人流一般):個人顧客との取引が期待できないことから、自主的に休業している事業者も給付対象になりますか○事業収入:売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により、2021年の対象月の売上が減少している場合は給付対象になりますか○対象(協力金):休業・時短要請を受けていないが、臨交金を用いた協力金の支給対象となっている事業者は給付対象となりますか○登録確認機関向け:会員や顧問先、事業性の与信取引先ではない事業者からの事前確認の依頼があった際に、お断りしてもよいでしょうか、など。



『事業再構築補助金採択結果 通常枠の採択率は3割以下』

経済産業省はこのほど、令和2年度第3次補正予算「事業再構築補助金」の第1回公募の採択結果を相次いで公表した。「緊急事態宣言特別枠」については、申請受付締切りである5月7日までに5,181者の応募があり、2,866者が採択された。一方、「通常枠・卒業枠・グローバルV字回復」については、同様の期日で17,050者の応募があり、5,150者の採択が決定された。内訳は〈通常枠〉応募が16,968社で、採択数は5,104者。〈卒業枠〉は80者で採択数は45者。〈グローバルV字回復枠〉は採択1者となった。業種的には製造業、宿泊業・飲食サービス業、卸売・小売業が多く、この3業種で全体の約6割を占めているが、その他の業種についても幅広い業種で応募・採択されている。採択金額は1,500万円単位で分析すると、100~1,500万円が最も多く、全体の4割以上を占めている。次いで4,500万円以上が約3割程度となっている。認定支援機関別の応募状況は、金融機関が約8,100社で最も多く、次いで税理士関係が約5,600社、商工会・商工会議所が約3,500社程度となっている。中小企業診断士、民間コンサル、地銀などの金融機関の採択率が高い傾向にある。第2回公募締切りは7月2日。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com